

第 13 号議案

東京都台東区議会議員及び東京都台東区長の選挙における
選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 6 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、選挙運動の公費負担の額を改定するため提出します。

東京都台東区議会議員及び東京都台東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区議会議員及び東京都台東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年3月台東区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第9条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都台東区議会議員及び東京都台東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される東京都台東区議会議員及び東京都台東区長の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された東京都台東区議会議員及び東京都台東区長の選挙については、なお従前の例による。